平成２８年（フ）第２９４７号
大阪府高槻市真上町１丁目15番３号　アベニューハイツ朝日301号
破産者　堀川　　浩
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９９７号
大阪府吹田市江坂町５丁目８番４－403号
破産者　角濱　幸洋
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３００２号
岡山市北区富原2144－２、開始決定時大阪府八尾市東山本町９丁目５番12号
破産者　三原　愛子
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０２８号
大阪市淀川区西三国４丁目３番11－402号
破産者　住谷祥一朗
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０３１号
大阪市平野区加美東２丁目11番１－112号、住民票上の住所大阪市平野区加美東５丁目２番23号
破産者　能勢　佳弘
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０３４号
大阪市旭区中宮１丁目３番９－804号
破産者　大阪博鳳堂こと　川澄　啓子
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２１９号
大阪府高槻市郡家新町57番６号　第２ガーベラハイツ101号
破産者　小林　雄三
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２８号
徳島県板野郡藍住町徳命字名田180番地１　フレグランス藍住　102号、旧住所徳島県板野郡藍住町乙瀬字青木13番地27　グッドラックＣ号
破産者　山岸　未来
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８８号
愛媛県松山市西野町甲316番地
破産者　熱田　　諭
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１号
熊本県阿蘇市永草2694番地
破産者　上野　良和
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
北海道小樽市長橋４丁目３番19号　コーポミキＮＯ２　207号室、前住所北海道小樽市錦町１番２号
破産者　辻　　文廣
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２７号
福島県郡山市字賀庄135番地の１　レオパレス賀庄３－108号
破産者　大塚　貴士
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１３６２号
横浜市泉区和泉町7419番地７　ダイアパレステレタフィーいずみ野305号
破産者　荒井　　徹
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４２６号
横浜市緑区北八朔町1766番地７
破産者　正　　博章
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７３号
岐阜県美濃市2564番地10　メイプルコーポＢ203号室、前住所岐阜県関市大杉795番地４　セントフォーレスＡ201
破産者　古田真利子（旧姓幅）
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３９号
岐阜県可児市広見912番地２　ドリームロード210、前住所愛知県常滑市陶郷町３丁目61番地
破産者　畑田　俊彦
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第４０号
静岡県賀茂郡松崎町道部189番地の１
破産者　小泉　文子
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第３８２号
愛知県岡崎市井田町字唐機関14番地３、前住所愛知県岡崎市真伝町字吉祥51番地１
破産者　伊藤　龍弥
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係